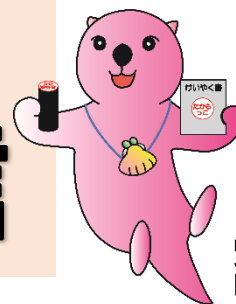


ぬまづ たからっこ通信



vol.3
2026年
特別号

賢いぬまづの
「たからっこ」

ちょっと待った！「便乗商法」 ～善意に付け込む悪質商法にご注意ください～

「寄付のために貴金属を売って」など、震災に便乗した悪質商法が、静岡県内でも発生しています。また、震災などが起きた際は、義援金詐欺などにも注意が必要です。

事例



高齢者宅に貴金属の買い取り業者を名乗る者が訪問し、「震災の医療現場に寄付するから」と、貴金属の売却を求められた。



消費生活センターからのアドバイス



不審に感じたらきっぱりと断りましょう！

- ★業者の突然の訪問があっても、**家の中に入れない**ようにしましょう。
- ★名刺や社員証などの提示を求め、不審なら**きっぱり断り**ましょう。
- ★訪問購入により物を売ってしまっても、一定期間内なら**クーリング・オフ**が可能です。詳細は消費生活センターまでおたずねください。
- ★インターネット上では、震災などに関連した**デマ（偽情報）**が出回ることもあります。複数の情報源を確認し、安易に信用しないようにしましょう。

消費生活センター

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 055-934-4841 (受付 平日8:30～17:15)

